

貸 借 対 照 表

(2026年3月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,504,795	流動負債	2,947,216
現金及び預金	2,289,512	支払手形	5,153
受取手形	246,760	電子記録債務	1,241,642
電子記録債権	608,264	買掛金	1,113,807
売掛金	2,553,585	未払金	243,713
商品	596,093	未払費用	60,567
関係会社短期貸付金	150,000	未払法人税等	97,079
その他	61,904	未払消費税等	13,176
貸倒引当金	△ 1,325	賞与引当金	98,000
固定資産	1,227,088	役員賞与引当金	19,078
有形固定資産	652,508	その他	54,998
建物	159,438	固定負債	284,745
構築物	1,630	退職給付引当金	168,348
機械装置	834	役員退職慰労引当金	116,396
車輛運搬具	0	負債合計	3,231,961
工具器具備品	32,660	純資産の部	
土地	457,108	株主資本	4,440,913
建設仮勘定	837	資本金	100,000
無形固定資産	37,979	資本剰余金	1,190,013
ソフトウェア	30,654	資本準備金	691,950
電話加入権	7,324	その他資本剰余金	498,063
投資その他の資産	536,600	利益剰余金	3,150,899
投資有価証券	133,509	利益準備金	45,943
関係会社株式	53,000	その他利益剰余金	3,104,956
出資金	19,805	別途積立金	720,000
関係会社長期貸付金	40,000	繰越利益剰余金	2,384,956
破産更生債権等	7,253	評価・換算差額等	59,008
敷金及び保証金	111,929	その他有価証券評価差額金	59,008
繰延税金資産	151,805	純資産合計	4,499,921
その他	26,550		
貸倒引当金	△ 7,253		
資産合計	7,731,883	負債純資産合計	7,731,883

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 中小企業の会計に関する指針の適用

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……取得価額をもって貸借対照表価額としております。

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法に基づく原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～65年
機械装置及び車輛運搬具	4～18年
工具器具備品	4～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

該当事項はありません。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 収益の計上基準

当社は、電設資材の卸売り、家電・住設の設備工事を主たる事業としております。

電設資材の卸売りに係る収益につきましては、商品の出荷時点において所有権が顧客に移転し、販売が実現することから、出荷基準により収益を計上しております。

家電・住設の設備工事につきましては、工事の完成時に顧客に引き渡しを行い契約上の履行義務が完了するため、完成基準により収益を計上しております。

②費用の計上基準

費用につきましては、原則として発生主義の原則に則り、収益との期間対応を考慮し、適切に費用の発生を認識しております。

3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。